

令和2年度 主任無線従事者講習受講案内

公益財団法人 日本無線協会
〒104-0053
東京都中央区晴海3-3-3
TEL 03-3533-6027
FAX 03-3533-6824

電波法第39条(無線設備の操作)第1項に規定されている主任無線従事者制度により、無線従事者の資格を有しない者であっても、その無線局の免許人から選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下であれば、無線設備の操作を行うことができますとされています。

ただし、この主任無線従事者は、その職務に鑑み、選任の日から6ヶ月以内、及び講習を受けた日から5年以内ごとに主任無線従事者講習を受講することが義務づけられています。

当協会は、総務大臣から主任無線従事者講習の指定講習機関に指定されており、東京都中央区で実施する講習は年間4回(5月、8月、10月、11月、翌年の2月)、その他の場所で実施する講習は年間2回(6月、10月、翌年の2月)実施します。^{※1}

※1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえ、5月、6月期の講習を中止いたします。

つきましては、令和2年度の主任無線従事者講習実施計画について、次のとおりご案内いたします。(令和2年度の8月期は、陸上主任と、海上主任と航空主任の分離開催を行いません。)

1 実施する講習の区分等

(1)実施場所、講習の実施日及び受付期間

講習の区分	実施場所	講習の実施日				申請書受付期間	
		令和2年		令和3年			
海上主任講習 航空主任講習 陸上主任講習	東京都中央区	5月29日(金)	8月12日(水)	10月12日(月)	11月27日(金)	2月25日(木)	講習の実施日の5週間前から1週間前までとします。
	北海道札幌市	6月19日(金)		10月16日(金)		2月19日(金)	
	宮城県仙台市	6月26日(金)		10月23日(金)		2月19日(金)	
	長野県長野市	6月24日(水)		10月8日(木)		2月19日(金)	
	石川県金沢市	6月26日(金)		10月9日(金)		2月19日(金)	
	愛知県名古屋市	6月25日(木)		10月15日(木)		2月19日(金)	
	大阪府大阪市	6月19日(金)		10月16日(金)		2月25日(木)	
	広島県広島市	6月18日(木)		10月8日(木)		2月18日(木)	
	愛媛県松山市	6月17日(水)		10月14日(水)		2月17日(水)	
	熊本県熊本市	6月5日(金)		10月16日(金)		2月10日(水)	
沖縄県那覇市	6月19日(金)		10月13日(火)		2月18日(木)		

注1 平成24年の電波法施行規則の改正により、平成25年4月1日から2回目以降の講習は、前回の受講の日から3年以内であったものが5年以内となりました。

2 講習の実施日及び実施場所は、都合により変更することがあります。

3 講習は、原則として講習区分ごとに実施しますが、場合によっては併合して行うことがあります。

4 各実施場所における受講者が極めて少数のときは、最寄りの実施場所の講習に参加をお願いすることがあります。

5 実施場所等の詳細は、申請書受付後、当協会から受講票を送付する際にお知らせします。

(2)講習の概要

講習の区分	科目	時間数
海上主任講習	無線設備の操作の監督※ 最新の無線工学 ※無線局の監督に際し、遵守しなければならない法令に関する事項を含む。	6時間
航空主任講習		
陸上主任講習		

2 受講の対象者※2

- (1)主任無線従事者として選任された日から6ヶ月以内の者
- (2)受講後6ヶ月以内に、船舶に開設する無線局に主任無線従事者として選任が予定されている者
- (3)前回の主任無線従事者講習を受講してから5年以内の者(再受講者)

なお、船舶局に選任されている主任無線従事者が、その船舶の航行中に主任無線従事者講習を受講してから5年を超えたときは、その航海において最初にその船舶が日本国内の目的地に到着した日から3ヶ月以内に受講することができます。

※2 5月、6月期の講習中止に伴い、電波法施行規則に定める「講習の期間」の特例措置が実施され、令和2年12月31日まで期間が延長されました。詳しくは総務省告示をご確認ください。

(令和2年総務省告示第153号「主任無線従事者の講習の期間の特例を定める件」の一部改正)

3 受講手数料

各講習の区分とも21,500円(非課税)です。次の銀行口座に払い込んでください。

三菱UFJ銀行 月島支店 普通預金口座 0258803 (公財)日本無線協会

ATM又はネットバンキング等でカナ入力の場合の名称は(全て半角大文字で) ザイ)ホムセキヨウカ

4 受講申請の方法

- (1)当協会所定の受講申請書に所要事項を記入し、受講手数料を振り込んだ銀行の「払込金受領証(写し)」またはそれに類するものを添えて、申請者の住所を担当する当協会の事務所(5の(1)参照)へ直接又は郵送により提出してください。(申請の受付は、原則として講習の実施日の5週間前から1週間前まで)
なお、都合により担当事務所以外の事務所で行う講習を希望する場合は、その講習を実施する事務所に申請書を提出してください。
- (2)受講申請書は、当協会のホームページから印刷するか、事務所に請求してください。

5 申請書の提出先等

- (1)申請書の提出先

事務所の名称	所在地	電話番号
(公財)日本無線協会 本部	104-0053 東京都中央区晴海3丁目3-3 江間忠ビル	03-3533-6027
(公財)日本無線協会 北海道支部	060-0002 札幌市中央区北2条西2-26 道特会館	011-271-6060
(公財)日本無線協会 東北支部	980-0014 仙台市青葉区本町3丁目2-26 コンヤスビル	022-265-0575
(公財)日本無線協会 信越支部	380-0836 長野市南県町693-4 共栄火災ビル	026-234-1377
(公財)日本無線協会 北陸支部	920-0919 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル	076-222-7121
(公財)日本無線協会 東海支部	460-8559 名古屋市中区丸の内3丁目5-10 名古屋丸の内ビル	052-951-3820
(公財)日本無線協会 近畿支部	540-0012 大阪市中央区谷町1-3-5 アンフィニィ・天満橋ビル	06-6942-8886
(公財)日本無線協会 中国支部	730-0004 広島市中区東白島町20-8 川端ビル	082-227-5253
(公財)日本無線協会 四国支部	790-0003 松山市三番町7丁目13-13 ミツネビルディング	089-946-4431
(公財)日本無線協会 九州支部	860-8524 熊本市中央区辛島町6-7 いちご熊本ビル	096-325-1384
(公財)日本無線協会 沖縄支部	900-0027 那覇市山下町18番26号 山下市街地住宅	098-840-1816

注:本部事務所の担当地域は、関東総合通信局の管轄区域、また、その他の支部事務所の担当地域は、各総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)の管轄区域と同じです。

- (2)協会の事務所での受付時間

平日 午前9時から午後5時までです。(土曜日、日曜日及び祝日は、事務を行っておりません。)

6 講習実施日の注意事項

- (1)遅刻した場合は受講できません。ご注意ください。
- (2)受講票及び主任無線従事者として選任されている資格に係る無線従事者免許証を必ず持参してください。
- (3)宿泊が必要な方は、各自で手配してください。
- (4)講習実施場所には駐車場はありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。
- (5)その他不明の点がありましたら、当協会の事務所にお問い合わせください。